

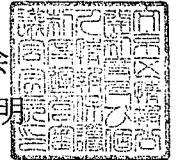


26文情運第2号  
平成27年3月17日

文京区長 成澤 廣 修 様



文京区情報公開制度及び  
個人情報保護制度運営審議会  
会 長 内 山 忠 明



平成27年3月9日付26文総総第1569号による平成26年度諮問第1号に  
ついて、次のとおり答申します。

### 答 申

#### 1 諮問事項

- (1) 認知症ケアパスの作成のために行う認知症実態調査に係る個人情報の目的外利用について
- (2) 上記(1)による目的外利用をしたことの本人通知の省略について

#### 2 審議会の結論

本件諮問に係る個人情報の目的外利用について、実施することは妥当なものと認める。また、当該目的外利用に係る本人通知を省略することも、妥当であると認める。

#### 3 理由

認知症になっても出来る限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会を目指して、認知症ケアパスを作成するに当たり、認知症高齢者本人や家族等のより具体的なニーズを把握するために、認知症実態調査（以下「調査」という。）を実施することは、行政として取り組むべき課題であると考えられる。

また、調査対象者を効果的に抽出し、かつ、調査結果を的確に分析するために、介護保険被保険者情報のうち、必要な個人情報を目的外利用することは、合理性があり、妥当なものと認められる。

ただし、介護保険被保険者情報は、プライバシー性の高い機微情報であることから、収集した個人情報の運用について、より一層適正かつ慎重な取り扱いが望まれる。

なお、本件目的外利用は、調査の対象者を抽出し、調査結果を集計・分析するものであり、その結果として本人に特段の不利益が発生するものではなく、また、本人が調査回答を拒否することも可能であることから、本件目的外利用について本人への通知は省略して差し支えないものと認める。